

令和2年
12月15日発行
第43号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田金井町29
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

農地の相談は『推進委員』に

- 農地を貸したいけれども、どこに相談すれば良いか分からない
- 農地を借りたいけれども、借りられる農地の情報が少ない



そんな時は、
地元の推進委員(農地利用最適化推進委員)にぜひ相談してください。

推進委員の活動内容

- 1 耕作できなくなった農地の情報を集め、規模拡大したい農家へ農地のあっせんを行います。
- 2 担当地区の農地をパトロールし、荒れている農地や、近隣に迷惑を掛けている農地の地権者に対して除草等の指導を行います。
- 3 新たに農業を始める方の地域の身近な相談役となり、サポートします。

推進委員は農業委員と連携し、農地がきちんと耕作されるよう、各地区でパトロールを行っています。さらに、農地を求めている人が、必要な農地を十分に利用できるよう、情報収集やあっせんに向けた活動を行っています。農家の皆さん、農業委員・推進委員が訪問したときは、積極的な意見交換をお願いします。

太田市農業委員会の委員の役割

太田市農業委員会は「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」で構成されています。

令和2年7月20日からは以下の体制で、太田市の農業発展に向け活動を行っています。

	人数	業務内容
農業委員	19人	農地法に基づく農地の権利移動や転用の許可などの審査業務
農地利用最適化推進委員	33人	耕作放棄地の是正指導や農地の貸し借りの推進などの現場活動

●農地パトロール
●農業者年金の加入推進
●農業に関する情報提供
●新規就農者の相談役 など

「家族経営協定」で 充実した家族農業経営を!

家族で農業経営を始めてから長い方も短い方も、家族経営についてもう一度家族みんなで話し合ってみませんか。

仕事の役割分担をはじめ、休日の取り方や給料についてなど、家族で意見を交換しながら、それぞれの家族に合った「家族経営協定」を作っていきましょう。

協定締結までの手順

- 1 まずは話し合い
- 2 対策を考える
- 3 協定を結ぶ
- 4 協定の実行と見直し

※家族経営協定を結ぶと、認定農業者の共同申請や農業者年金の国庫補助等の制度を利用できる場合があります。

家族経営協定を結ぶ際は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



「農業者年金」で 明るく豊かな老後を



- 1 国民年金第1号被保険者
- 2 年間60日以上農業に従事
- 3 60歳未満

3つの要件を満たす方は…

**農業者年金に
加入できます!**

- 農業者は広く加入できる
- 終身年金。老後を最後までサポート
- 全額社会保険料控除で大きな節税効果
- 保険料が自分で選べて、いつでも見直せる
- 条件を満たせば、月額最大1万円の国庫補助
- 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金
- ※加入について詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

経営移譲(経営継承)後に農地を売買・交換・貸借・返還・転用等をしたときに、**経営移譲年金や特例付加年金が止まる場合があります。**農地を移動する場合は、事前に農業委員会に相談してください。

上記内容について詳しくは、農業委員会事務局(☎0276-20-9715)まで、お問い合わせください。

農地の有効活用を考えてみませんか？

『利用権設定等促進事業』

利用権設定等促進事業とは、農地を貸したい(売りたい)という農家と、農業経営規模の拡大を図りたいという耕作者との間で安心して農地の貸し借り(売買)ができるものです。

農地の貸し借りでのメリット

- 期間満了と同時に手続きを経ることなく、農地が貸し手に返還されます
- 合意解約書の提出により、途中で解約することができます
- 話し合いにより、期間満了後も継続して貸借することができます
- 借り手が農地を適正に利用することにより、耕作放棄地になることを防げます
- 貸し手・借り手には、条件を満たせば奨励金等が交付されます

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。

農地の貸借および売買には要件があります。

※詳細については農業委員会事務局(☎0276-20-9715)までお問い合わせください。

申請書提出期限

令和3年2月26日(金) ※契約の始期が令和3年5月20日の場合
 令和3年7月30日(金) ※契約の始期が令和3年10月20日の場合
 申請書は、農業委員会事務局、農業政策課にあります。

提出場所

農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員、農業委員

農地の売買でのメリット

- 買い手からの請求により、市が所有権移転の登記を行います
- 税制上の優遇措置が受けられます

買い手	登録免許税の軽減措置	税率が1000分の20から1000分の10に軽減
	不動産取得税の軽減措置	課税標準の算定において、当該土地の価格の3分の1を価格から控除
売り手	譲渡所得に係る所得税の軽減措置	譲渡所得の金額から800万円を控除(800万円に満たない場合には譲渡に係る部分の金額まで控除)

農地売買(所有権移転)できる人の要件

- 申請地が、太田市農業振興地域内農用地区域内農地(青地)であること
 - 買い手の経営面積が135a以上の農業経営者であること
 - 買い手の過去3年間の自己責任による農業経営規模の縮小がないこと
 - 買い手の年齢が65歳未満であること
- ※詳細については農業政策課(☎0276-20-9714)までお問い合わせください。

“農地バンク”で農地を貸し借りしませんか？

農地バンク(農地中間管理機構)は、全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。群馬県では、公益財団法人群馬県農業公社が、担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効活用や農業経営の効率化を図っています。



【貸し付け農地】

- 市街化区域以外にある田・畑等であること
- 農用地の利用の効率化および高度化に資すると見込まれるものであること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用が困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借り受け希望者が確認でき、貸し付ける可能性が著しく低い農地でないこと
- 農用地等の賃料が、農業委員会が提供を行っている賃料情報等から見て適切であること

【貸し付け期間】

- 原則、10年以上
- 2年間を経過しても借り受け希望者が見つからない場合は、出し手に農地をお返します

※貸し付け希望の申し出または借り受け希望の応募等詳細については、お問い合わせください。

農業政策課 ☎ 0276-20-9714

農地を貸したい方は 荒れ地になる前に



農地は長い期間耕作されずにいると、荒れ地になり周囲に迷惑が掛かるだけでなく、良好な農地に戻すための手間や時間がかかるため、借り手を探すのが困難になります。農地を貸したい方は、荒れ地になる前に農地を貸す手続きをしましょう。

農業委員会事務局 ☎0276-20-9715